

令和6年度

広島県内の医療を支え、地域で活躍される医学生等を支援します！

広島県医師育成奨学金制度のご案内

三次募集

◆対象◆

将来、広島県内の公的医療機関等に就業したいと考えている①②のいずれかの方であって、かつ、③に該当する方

- ① 医学部医学科の在学生（県内出身者*に限る。学年は問わない。）
- ② 医学に関する研究科を専攻する大学院生又は専攻医（県内出身者に限らない。）
- ③ 広島県医師育成奨学金制度と同じ目的の奨学金（他地域におけるへき地勤務の義務を有する奨学金等）をこれまで借り受けておらず、また、今後も借り受ける予定がない方

※県内出身者：「県内に所在する高校・中等教育学校の卒業生」又は「父母・祖父母等ご家族が、令和6年4月1日時点で県内に在住しており、在住期間3年以上」の方

◆募集人数◆

3名程度

◆貸与額◆

年額240万円（月額20万円×12か月）

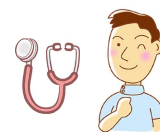
※奨学金貸与には、貸与した日の翌日から貸与期間が終了する月の末日までの日数に応じて、民法で規定する法定利率（R6.4月時点：年3%）の利息が付きます。

◆貸与期間◆

各課程を通常修了するまでの期間（正規の修業年限を超えることはできません。）

◆返還免除◆

貸付終了後、貸付期間の2倍に相当する期間は、奨学金の返還が猶予されます。その間に、次の要件（1・2）を全て満たすことで、奨学金（利息を含む。）の返還が、全部免除されます。



要件1	貸付期間の1.5倍の期間（必要従事期間）を、県内指定公的医療機関 ^{※1} において医師の業務に従事する。																												
要件2	上記の必要従事期間（指定機関 ^{※2} で初期臨床研修2年を行った場合は、その2年を除いた期間）の1/2以上の期間（1年に満たない端数は、1年に切り上げ。）は、次のいずれかで医師の業務に従事する。 ①県内の中山間地域等に所在する指定医療機関 ^{※3} ②指定医療機関において知事が指定する診療科（病理診断科、産婦人科 ^{※4} ） ^{※5}																												
<p>【例】大学在学1年生から貸付けを受け、県内の指定機関で初期臨床研修を行った場合は、次のとおりとなります。（貸付期間：6年）</p> <p>◎返還猶予期間（免除要件の履行期限）：卒業後から12年</p> <p>◎必要従事期間（9年）＝県内初期臨床研修（2年）＋指定医療機関（7年、うち中山間地域等で4年以上）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>卒業年</th> <th>-</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>7年</th> <th>8年</th> <th>9年</th> <th>10年</th> <th>11年</th> <th>12年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務等</td> <td>(6年生)</td> <td colspan="2">初期臨床研修(2年) 【県内指定機関】</td> <td colspan="10" style="border: 1px dashed black;">3～12年目の間で、7年間を県内指定医療機関で勤務、 そのうち4年間は中山間地域等の指定医療機関（又は指定診療科）で勤務 （⇔3年間の任意期間があります。）</td> </tr> </tbody> </table>		卒業年	-	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	勤務等	(6年生)	初期臨床研修(2年) 【県内指定機関】		3～12年目の間で、7年間を県内指定医療機関で勤務、 そのうち4年間は中山間地域等の指定医療機関（又は指定診療科）で勤務 （⇔3年間の任意期間があります。）									
卒業年	-	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年																
勤務等	(6年生)	初期臨床研修(2年) 【県内指定機関】		3～12年目の間で、7年間を県内指定医療機関で勤務、 そのうち4年間は中山間地域等の指定医療機関（又は指定診療科）で勤務 （⇔3年間の任意期間があります。）																									

※1～3の指定医療機関については、裏面を参照してください。なお、※4指定診療科の「産婦人科」は、分娩を取り扱う診療科（分娩取扱病院での勤務）を対象とします。
 ※1～5は、後年において変更となる場合があります。

在学中は「広島県キャリア形成卒前支援プラン」に基づく支援を受け、卒業後は「広島県キャリア形成プログラム」に沿って県内で勤務を行うこととなります。当該プラン等の詳細は、広島県公式ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/career.html>) をご参照ください。

◆申請期限◆

令和7（2025）年1月31日（金）【必着】

◆応募方法◆

- ・申請書その他必要な書類（次ページを参照。）を、広島県医療介護基盤課まで、郵送又は持参により提出してください。（持参の場合の受付時間は8：30～17：15となります。）

◆問合せ・申込先◆

広島県 医療介護基盤課 医療支援グループ（〒730-8511 広島市中区基町10-52／電話：082-513-3062）

応募について

◆申請書等の提出書類一覧◆

- ① 広島県医師育成奨学金貸付申請書
- ② 応募理由書
- ③ 面接カード
- ④ 学業成績表（卒業・修了した学校 又は 在学する大学等の提出時点で最新の学業成績表）
- ⑤ 在学する大学の学部長又は大学院の研究科長の推薦書
（専攻医の場合は、専攻するプログラムの基幹施設の長の推薦書）
- ⑥ 健康診断書（提出日から3か月以内のものに限る）
- ⑦ 医師免許証の写し（医師免許取得者のみ）
- ⑧ 証明写真1枚（縦3cm×横2cm。裏面に氏名及び生年月日を記入）
- ⑨ 提出物チェックシート

※提出様式は「広島県公式ホームページ」 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>) からダウンロードできます。

（検索サイト）

検索

◆留意事項（審査について）◆

- ・「書類」及び「面接」の審査を行い、貸付者を決定します。
面接は、別途、通知する日に広島市内で行います。申請受付後、個別に日程調整を行います。
- ・奨学金の貸付けを受けるには、2人以上の連帯保証人が必要です。

返還免除の対象となる指定公的医療機関等

令和6年11月現在

施設名 （※1）	所在市町	臨床研修 病院	中山間地 域等公的 医療機関	施設名 （※1）	所在市町	臨床研修 病院	中山間地 域等公的 医療機関
		16 機関 （※2）	12 機関 （※3）			16 機関 （※2）	12 機関 （※3）
広島市立広島市民病院	広島市	●		公立世羅中央病院	世羅町		◆
広島赤十字・原爆病院	広島市	●		府中市立湯が丘病院	府中市		◆
広島市立舟入市民病院	広島市			府中市民病院	府中市		◆
広島大学病院	広島市	●		府中北市民病院	府中市		◆
県立広島病院	広島市	●		神石高原町立病院	神石高原町		◆
広島市総合リハビリテーションセンター リハビリテーション病院	広島市			済生会 広島病院	坂町		
広島市立北部医療センター 安佐市民病院	広島市	●		広島西医療センター	大竹市	●	
安芸市民病院	広島市			広島総合病院	廿日市市	●	
福山医療センター	福山市	●		吉田総合病院	安芸高田市		◆
福山市民病院	福山市	●		安芸太田病院	安芸太田町		◆
広島県立福山若草園	福山市			東広島医療センター	東広島市	●	
中国労災病院	呉市	●		賀茂精神医療センター	東広島市		
呉医療センター	呉市	●		県立安芸津病院	東広島市		
済生会呉病院	呉市			広島県立総合リハビリテーションセンター 医療センター	東広島市		
公立下蒲刈病院	呉市		◆	市立三次中央病院	三次市	●	◆
総合病院三原赤十字病院	三原市			総合病院庄原赤十字病院	庄原市		◆
公立みつぎ総合病院	尾道市	●	◆	庄原市立西城市民病院	庄原市		◆
尾道市立市民病院	尾道市	●					
尾道総合病院	尾道市	●					

※上記医療機関以外に、県内の公立診療所も指定公的医療機関に含まれます。

勤務期間のイメージ（例）

※貸与期間：6年の場合
（返還猶予：12年）

